

## 東大和市障害者緊急一時保護事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律。以下「法」という。）及び東大和市障害者虐待防止対策事業実施要綱（平成24年9月6日市長決裁。）に基づき、障害者（法第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）を施設において、一時保護すること（以下「一時保護」という。）によって、障害者虐待の防止、養護者に対する支援を行い、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 一時保護を利用することができる者は、原則として東大和市（以下「市」という。）の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者であって法第7条の規定による通報又は第9条の規定による届け出があり一時保護が必要と認められる者
  - (2) 障害者であって法第14条の規定により一時保護が必要と認められる者
- 2 市長は、第1条の目的に関わらず、特に緊急に必要なと認めるときは、次に掲げる者に一時保護を利用させることができる。
- (1) ひとり暮らしをしている障害者（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条で規定する共同生活援助を利用する者も含む）であって、急激な環境の変化等により、在宅生活が困難となり、一時保護が必要と認められる者
  - (2) 在宅の障害者を養護している家族等が疾病等の事由により、在宅での養護が困難となり、一時保護が必要と認められる者

### (実施施設)

第3条 一時保護の実施施設（以下「実施施設」という。）は、市と委託契約をした法人が運営する障害者支援施設等とする。

### (利用期間)

第4条 一時保護の利用期間は、7日以内の市長が承認した期間とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、これを延長することができる。

### (利用申請)

第5条 一時保護を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者緊急一時保護利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があると認める場合は、口頭による聴取等により第1項の規定による申請があったものとみなすことができる。この場合において、市長は、障害者緊急一時保護利用申請書に代わる書類を作成することができる。

### (利用承認等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合（同条第2項の規定により、

みなされた申請があった場合を含む。)は、その内容を審査し、一時保護の利用の可否を決定し、障害者緊急一時保護利用承認・不承認通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により一時保護の利用を承認したときは、障害者緊急一時保護利用申請書(前条第2項の書類を含む。)の写し及び障害者緊急一時保護利用承認・不承認通知書の写しを実施施設の長(以下「施設長」という。)に送付するものとする。

(利用の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定により一時保護の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、一時保護の利用を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。

(2) その他病状の悪化等の理由により一時保護の利用が不相当と市長が認めたとき。

(送迎)

第8条 実施施設の入所及び退所時における送迎は、原則として養護者又は障害者自らが行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市が行うことができる。

(費用負担)

第9条 利用者は、一時保護の期間中、施設長が別に定める食費その他の必要経費を負担しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、当該経費を市が負担をすることができる。

(遵守事項)

第10条 利用者及び養護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 一時保護の利用期間中は、施設長及び実施施設の職員の指示に従うこと。

(2) 実施施設と緊密な連絡をとるよう努めること。

(3) 一時保護の利用期間が満了したとき又は一時保護の利用の取消しがあったときは、利用者においては速やかに退所し、養護者においては速やかに利用者を退所させること。

(面会の制限)

第11条 第2条第1号の要件により一時保護を行った場合、施設長は、障害者虐待を行った養護者について利用者との面会を制限することができる。

(施設長の義務)

第12条 施設長は、一時保護の期間中、利用者に対し適切な支援を行うとともに、市との連絡を密に行わなければならない。

2 施設長は、毎月の一時保護の実施状況を翌月の15日までに市長に報告するものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。